

＜＜ 長崎県トラック協会より緊急支援金のご案内 ＞＞

令和7年度 原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援

原油価格の高騰などで厳しい経営状況にある貨物運送事業者に対し、県から緊急支援金が交付されます。

(令和6年度に補助を受けた事業者も申請できます。)

申請期間	令和8年1月13日(火)～1月30日(金) ※令和8年1月30日(金)必着 ただし、予算の上限に達した場合は打ち切れます。
対象	<p>以下の条件をすべて満たす車両。</p> <p>①申請時点で車検が有効かつ長崎県内の営業所において事業用貨物自動車（緑ナンバー）として登録されている車両（被けん引車、靈柩車を除く） ※申請対象車両は申請時に車検が有効であり、その車検証に「事業用」として記載され、車検証の「使用者の住所」または「使用の本拠地の位置」が長崎県内であること。</p> <p>②令和7年12月22日以降、長崎県内で事業用自動車（緑ナンバートラック）として引き続き使用されている車両（12月22日時点で長崎県内において事業用トラックとして登録されており、引き続き長崎県内で事業用トラックとして使用されている車両）</p> <p>③令和7年度公募において、他の事業者により申請されていない車両</p>
支援金額	<ul style="list-style-type: none">普通車（1ナンバーもしくは8ナンバー）：19,000円小型車（4ナンバー）：9,000円 <p>※一事業者あたり上限2,500,000円。※トラクタは普通車に含みます。</p>
申請先	公益社団法人長崎県トラック協会（郵送可） ※令和8年1月30日(金)必着
申請書類	<p>① 支援金交付申請書（様式第1号） ※令和7年度公募様式で申請して下さい</p> <p>② 支援金申請車両一覧表（様式第2号）</p> <p>③ 支援対象となる全車両の自動車検査証記録事項の写し ※申請対象車両は申請時に車検が有効であり、その車検証に「事業用」として記載され、車検証の「使用者の住所」または「使用の本拠地の位置」が長崎県内であること。</p> <p>④ 申請車両について、対象車両の条件を満たすことを証明する書類 (1)12月22日以前より申請時点まで、申請者により引き続き使用されている車両自動車検査証記録事項の写し（現在車検有効分）</p> <p>(2)12月23日以降に増車した車両（申請要件を満たす車両のみ対象となります。） 登録事項等証明書（詳細登録証明書） ※申請要件（12月22日時点で県内において事業用トラックとして登録されていたこと）を確認します。</p> <p>(3)12月23日以降に車両を代替え(入替え)した場合※対象となるケースは概要資料掲載ア)旧車両を12月23日以降に抹消した証明書(登録事項等証明書(詳細登録証明書)など)イ)新車両の自動車検査記録事項の写し ※旧車両を一時抹消登録した場合は、申請対象となりません。</p> <p>県内に複数の営業所がある場合は、一括して申請してください。</p>
その他	県ト協HPにて、申請様式等がダウンロード可能です。 (1/13以降) 申請書類の作成要領等ご不明な点などありましたら、お問合せください。 【お問い合わせ先】 公益社団法人長崎県トラック協会 TEL: 095-838-2281